

育児・介護等休業給付の支給上限等（日額）の変更について

令和7年8月1日から、以下のとおり支給上限等（日額）が変更になりましたのでお知らせします。

○ 育児休業手当金

変更前

支給率	支給開始から180日まで (67%)	180日経過後 (50%)
支給上限額（日額）	14,334円	10,697円

変更後

支給開始から180日まで (67%)	180日経過後 (50%)
14,718円	10,984円

⇒

○ 育児休業支援手当金

支給上限額（日額） 支給率（13%）	2,781円
-----------------------	--------

⇒

2,855円

○ 介護休業手当金

支給上限額（日額） 支給率（67%）	15,778円
-----------------------	---------

⇒

16,207円

○ 育児時短勤務手当金

支給限度額	459,000円
最低限度額	2,295円
基準報酬月額相当額	470,700円

⇒

471,393円
2,411円
483,300円

